

第4期 恵庭市総合計画 参考資料

総合計画審議会の様子

C O N T E N T S

● 諸問書及び答申書	168
● 策定体制	169
● 恵庭市総合計画審議会委員名簿	169
● 策定経過	170
● 恵庭市総合計画審議会条例	171

■参考資料

■ 質問書及び答申書

■質問書

恵企企 第 103 号
平成 22 年 11 月 10 日

恵庭市総合計画審議会
会長 村 本 隆 二 様

恵庭市長 原 田 裕

第 4 期恵庭市総合計画について（質問）

第 4 期恵庭市総合計画について、恵庭市総合計画審議会
条例第 2 条第 1 項の規定に基づき質問いたします。

記

1. 第 4 期恵庭市総合計画後期基本計画
2. 基本構想の見直し
計画想定人口 71,000人
子ども未来重点施策 削除

■答申書

平成 22 年 11 月 19 日

恵庭市長 原 田 裕 様

恵庭市総合計画審議会
会長 村 本 隆 二

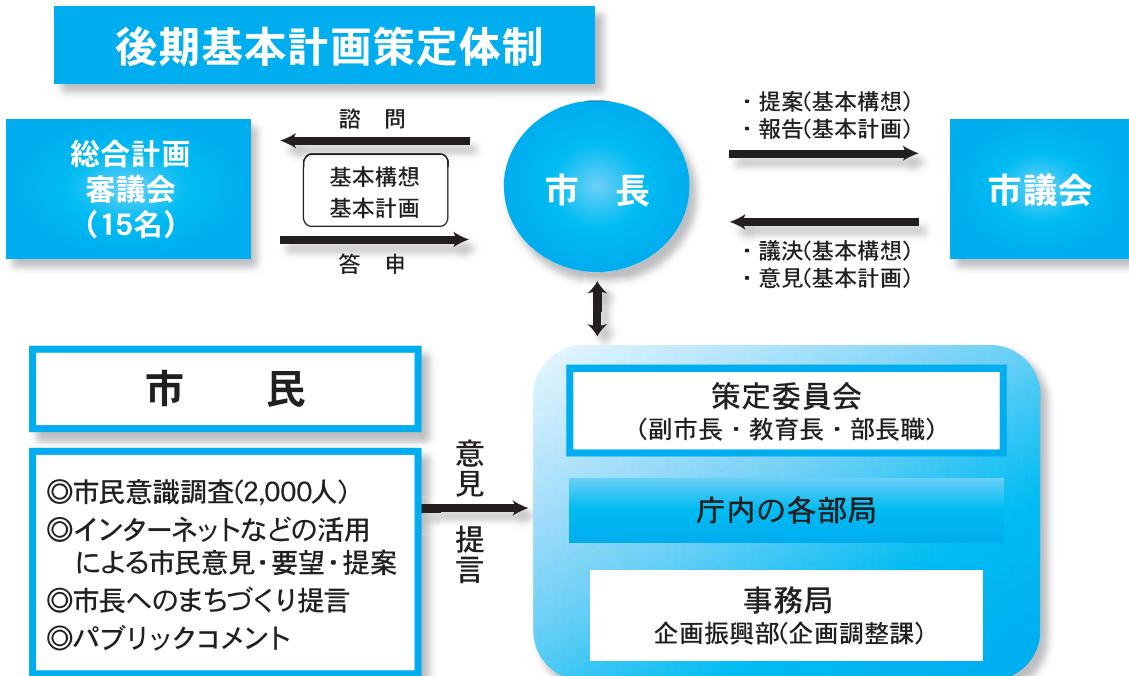
第 4 期恵庭市総合計画について（答申）

平成 22 年 11 月 10 日に質問のありました「第 4 期恵庭市総合計画」
について、当審議会で慎重に審議を行い、基本構想及び基本計画
として下記のとおり答申いたします。

記

1. 第 4 期恵庭市総合計画後期基本計画
2. 基本構想の見直し
計画想定人口 71,000人
子ども未来重点施策 削除

■ 策定体制



■ 恵庭市総合計画審議会委員名簿

氏 名		現 職
会 長		村 本 隆 二 恵庭商工会議所会頭
副 会 長		永 田 正 則 恵庭市社会福祉協議会副会長
委 員		松 尾 道 義 道央農業協同組合代表理事組合長
委 員		山 吹 倫 子 恵庭市文化協会
委 員		丹伊田 哲 也 恵庭市体育協会理事長
委 員		高 野 和 男 恵庭市校長会
委 員		鏡 貢 恵庭市町内会連合会会长
委 員		遠 藤 雅 久 恵庭市老人クラブ連合会会长
委 員		村 本 隆 雄 恵庭青年会議所理事長
委 員		檜 物 谷 美 代 恵庭商工会議所女性会
委 員		広 橋 幸 枝 恵庭市地域女性連絡会
委 員		佐々木 明 美 大学講師
委 員	※	瀬戸口 剛 北海道大学大学院教授
委 員	※	武 藤 光 一 一般公募
委 員	※	吉 田 真 一 一般公募

注1) 現職は委員在任中のもの

注2) ※は、恵庭市総合計画審議会条例第4条に基づき委嘱された臨時委員

■参考資料

■ 策定の経過

- 平成21年7月14日～7月31日 ■市民意識調査の実施
※アンケート調査対象：16歳以上の市民2,000人（回収率47.0%）
- 平成22年2月1日～
7月1日 ■後期基本計画策定に向けた施策・事業調査の実施
■第1回策定委員会
※副市長を委員長とする策定委員会を庁内に設置
- 7月9日 ■第2回策定委員会
- 7月26日 ■第3回策定委員会
- 7月26日 ■総合計画審議会で審議（第1回）
- 8月4日 ■総合計画審議会で審議（第2回）
- 8月26日 ■総合計画審議会で審議（第3回）
- 9月6日 ■総合計画審議会で審議（第4回）
- 9月15日 ■後期基本計画策定についての職員説明会
- 9月15日～ ■庁内公募職員による「PR版作成スタッフ」の活動開始
- 9月21日～10月21日 ■パブリックコメントの実施
- 10月5日 ■市議会「総務文教常任委員会」へ後期基本計画（素案）を説明
- 10月25日 ■第4回策定委員会
- 11月2日 ■市議会「総務文教常任委員会」で審議
- 11月10日 ■総合計画審議会へ諮問（第5回）
※基本構想の一部変更及び後期基本計画について諮問
- 11月19日 ■総合計画審議会より基本構想の一部変更、基本計画の答申を受ける
- 11月30日 ■平成22年第4回定期市議会に「基本構想の一部変更」を上程
※後期基本計画（案）を資料として提出
- 12月8日 ■市議会「総務文教常任委員会」で審議
- 12月14日 ■「基本構想の一部変更案」議決
- 平成23年3月8日 ■市議会「総務文教常任委員会」へ後期基本計画を報告

■ 恵庭市総合計画審議会条例

昭和46年6月14日
(条例第11号)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、恵庭市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置くことができる。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 総合計画の策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 審議会の委員は、13名とし、市長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第4条 特別な事項を審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は13名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 国及び道の行政機関並びに公共機関の職員

3 臨時委員は、特別な事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を統理し審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

-(省略)-

附 則 (平成10年3月31日条例第11号)

この条例は、平成10年4月10日から施行する。



■市章

漁川・島松川の2つの川の流域に位置する恵み豊かな地域を表し、組み合わされた輪郭の線は、2つの流れを型取っている。また、二つの輪は「庭」に通ずるところから、中心の「恵」とともに市名を表している。



■市の木 イチイ(オンコ)

市の木イチイは四季を通じて緑葉を残し、風雪に耐え抜く力強さは長寿の象徴とされている。



■市の花 スズラン

初夏の訪れとともに、島松原野にはスズランの花が咲き誇ります。スズランは「幸福の花」とも呼ばれ、多くの市民に親しまれている。



■市の鳥 カワセミ

日本全国の池や湖に生息していますが、夏の訪れとともに恵庭の川でもその美しい姿を見ることができる。

第4期 恵庭市総合計画・後期基本計画

発 行 2011年3月

編 集 恵庭市企画振興部

〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地

TEL 0123-33-3131

印 刷 株式会社 北海道機関紙印刷所
